

# 千葉県難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第28条に基づき、難病の患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ることを目的として実施する千葉県難病患者等ホームヘルパー養成研修事業（以下「特別研修事業」という。）について、必要な事項を定める。

## 第2 実施主体

特別研修事業の実施主体は、千葉県とする。ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

## 第3 対象者

- (1) 「介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号）に定める介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者及び介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程のいずれかの研修の修了者
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）に定める介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者
- (3) 介護福祉士

## 第4 研修カリキュラム

- (1) 本研修は、別紙1のカリキュラムにより特別研修を行うものとする。ただし、必要に応じて、科目を追加することができるものとする。
- (2) 各課程の受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	受講対象者	時間
難病基礎課程Ⅰ	介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者、2級課程研修の修了者及び介護福祉士	特別研修 4時間
難病基礎課程Ⅱ	介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者、介護職員基礎研修若しくは1級課程研修の修了者及び介護福祉士	特別研修 6時間

## 第5 修了証書の交付等

- (1) 市長は、研修修了者に対し、修了証書（別紙様式第1号）及び携帯用修了証書（別紙様式第2号）を交付するものとする。
- (2) 市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿等を備えて、管理するものとする。

## 第6 事業の指定

- (1) 市長は、自ら行う研修事業の他に、社会福祉協議会、福祉公社、学校法人、医療法人等が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果別途定める要件を満たすものを、この要綱による特別研修事業として指定することができるものとする。
- (2) 指定された特別研修事業の実施者は、研修修了者に対し、修了証書（別紙様式第3号）及び携帯用修了証明書（別紙様式第4号）を交付するものとする。
- (3) 市長は、指定した研修修了者のうち、第5の（2）に定める名簿への登載を希望する者については、特別研修事業の実施者からの通知に基づき、第5の（2）に準じ適正に取り扱うものとする。
- (4) （1）の指定を行うために必要な事項は、別途定める。

### 附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別紙 1

1 難病基礎課程 I カリキュラム (4 時間)

教材名	目的	内容
(1) 難病に関する行政施策 (1 時間)		
ア. 難病の保健・医療・福祉制度 I (1 時間)	難病患者の在宅生活援助に役立つ制度及びサービスを中心にその種類、内容、役割について理解する	難病の保健・医療・福祉の背景と動向 難病の保健・医療・福祉の制度とサービスの種類、内容、役割の理解
(2) 難病に関する基礎知識 I (3 時間)		
ア. 難病の基礎知識 I (2 時間)	難病に関する正しい基礎知識を理解することによって、患者に対する偏見を除く 業務において直面する頻度の高い難病を医学的に理解する 実践的視点で利用者の状態像を把握し、在宅生活援助に役立つ知識を中心に学習する 援助の基本的方向性を把握する	難病についての正しい概念 パーキンソン病、全身性エリテマトーデス等患者数の多い疾患
イ. 難病患者の心理及び家族の理解 (1 時間)	難病患者の心理に対する理解を深め、心理的援助の在り方について把握する 難病患者の家族に対する理解を深め、援助の目的と機能を理解する	難病患者の生活行動と心理 難病患者の人間関係及び患者とのコミュニケーション 難病患者への心理的援助の実際 難病患者の家族のストレス 難病患者の家族とのコミュニケーションと援助

## 2 難病基礎課程Ⅱカリキュラム（6時間）

教材名	目的	内容
（1）難病に関する行政施策（1時間）		
ア．難病の保健・医療・福祉制度Ⅱ（1時間）	難病の保健・医療・福祉制度のサービスの種類、内容、役割について理解を深める	難病の保健・医療・福祉制度とサービスの詳細な把握
（2）難病に関する基礎知識Ⅱ（4時間）		
ア．難病の基礎知識Ⅱ（3時間）	ホームヘルパーがその業務において直面するレベルを中心とした難病患者の医学・保健の基礎知識について理解を深める	難病各疾患及び難病に関する保健の理解
イ．難病患者の心理的援助法（1時間）	難病患者に対する心理学的援助方法について学習し、その視点を理解する	心理学的リハビリテーションの効果的な援助方法の概要把握とその基本視点の難病ホームヘルプサービスへの活用
（3）難病に関する介護の実際（1時間）		
ア．難病に関する介護の事例検討等（1時間）	市町村の保健部門及び保健所との関わり方を中心に、異なった職種やサービスとの連携について学習を深める	市町村の保健部門及び保健所の難病関連事務の学習 難病のケースでかかわることの多い異職種や他のサービスとの連携、調整等の事例検討

別紙様式第1号

第 号
修 了 証 書
氏 名 生年月日 年 月 日生
あなたは、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー養成研修 を修了したことを証します。
年 月 日
千葉市長

別紙様式第2号

第 号
修了証明書（携帯用）
氏 名 生年月日 年 月 日生
上記の者は、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー養成研修 を修了したことを証します。
年 月 日
千葉市長

別紙様式第3号

第 号
修 了 証 書
氏 名 生年月日 年 月 日生
あなたは、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー養成研修 として、 千葉市長が指定した研修を修了したことを証します。
年 月 日
(研修実施団体名) (代表者名) 印

別紙様式第4号

第 号
修了証明書（携帯用）
氏 名 生年月日 年 月 日生
上記の者は、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー養成研修 として、千葉市長が指定した研修を修了したことを証します。
年 月 日
(研修実施団体名及び代表者名) 印